

令和3年11月10日



問い合わせ先

第一管区海上保安本部総務部総務課

広報・地域連携室長 二股 大輔

TEL 0134-27-0118 (内線2111)

通信事業3社との連携訓練の実施について

第一管区海上保安本部では、通信事業3社との間でそれぞれ締結している「災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定」に基づき、通信事業者が保有する資機材の巡視船による搬送に際しての手順確認や問題点の抽出を目的とした訓練を実施します。

1 訓練日時・場所

令和3年11月24日(水) 午後零時30分～午後4時35分頃まで
小樽市港町所在の小樽港第2ふ頭

2 参加勢力

(1) 海上保安庁

第一管区海上保安本部、小樽海上保安部巡視船ほろべつ

(2) 通信事業者

ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ

3 訓練内容

停泊中の巡視船ほろべつへ通信事業者所有の資機材を積載する訓練、並びに巡視船ほろべつ搭載艇への資機材積載及び通信事業者職員の乗船の上航走する訓練を実施します。

4 取材について

- (1) 取材を希望される社は、訓練開始までに小樽港第2ふ頭にお集まりください。
- (2) 事件事故等の発生時及び悪天候時は、訓練の一部または全部を中止する場合がありますので、予めご了承ください。

※「災害時における通信の確保のための相互協力に関する協定」について

本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）上の指定行政機関である海上保安庁と指定公共機関であるKDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社が、災害発生時に通信の確保に向けた相互協力を行うことを目的として平成26年度に締結したものであり、主な内容としては、

- (1) 災害発生時におけるスムーズな協力を確保するため窓口を設定すること
- (2) 海上保安庁は、被災地における通信手段を確保するために活動するKDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社に対し、物資や人員の輸送等の協力を行うこと
- (3) KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社は、海上保安庁の災害時における人命救助活動等に必要と通信手段として、各社保有の衛星携帯電話等の通信機器を優先的に提供すること
- (4) 平時における訓練、連絡調整を行うとともに、災害時には情報を共有することとなっています。

<訓練実施場所>



<過去の訓練の様子>



H28 小樽



R1 留萌



R2 千歳基地